

2022年8月30日

第8回理事会後会見発言録

2022年8月30日(火)17:30～

Web ミーティングシステムにて実施

登壇： 野々村 芳和チエアマン

陪席： 窪田 慎二 理事

フットボール本部 黒田卓志 本部長

〔司会より説明〕

本日開催いたしました第8回理事会後の会見を開催いたします。

〔報告事項〕

1. 後援名義

- ① 第4回ソーシャルフットボール全国大会
- ② フットボールデー インクルーシブフットボールフェスタ神奈川 2022

2件とも以下に掲載しています。

<https://aboutj.jleague.jp/corporate/aboutj/supportingevents/>

〔その他〕

1. 2022Jリーグアウォーズ 開催概要

Jリーグは、年間表彰式「2022Jリーグアウォーズ」の開催概要を下記の通り決定しました。

Jリーグアウォーズでは、今シーズン活躍した選手・監督、クラブ、審判などの功績を讃えるとともに、最優秀選手賞などの各賞を発表し、表彰を行います。なお、今シーズンからはJ2リーグ、J3リーグにつきましてもそれぞれ以下の日程でアウォーズを開催いたします。J2リーグ、J3リーグには、最優秀選手賞、ベストイレブン、最優秀ゴール賞の個人賞を新設し、受賞者の皆様の功績を讃えてまいります。J2リーグ、J3リーグのアウォーズはオンライン開催の予定です。

■2022Jリーグアウォーズ 開催概要

- 開催日時 :2022年11月7日(月) 18:30～(予定)
- 内容 :2022シーズン J1リーグ各賞の発表、表彰を実施
- 出席者 :各賞受賞者
- 配信 :DAZN
- 備考 :一般観覧募集予定（詳細は決定次第発表いたします）

■2022J2リーグアウォーズ 開催概要

- 開催日時 :2022年11月14日(月) 19:30~(予定)
- 内容 :2022シーズン J2リーグ各賞の発表、表彰をオンライン配信にて実施
- 出席者 :各賞受賞者
- 配信 :調整中

■2022J3リーグアウォーズ 開催概要

- 開催日時 :2022年11月21日(月) 19:30~(予定)
- 内容 :2022シーズン J3リーグ各賞の発表、表彰をオンライン配信にて実施
- 出席者 :各賞受賞者
- 配信 :調整中

2. 懲罰決定について

[窪田理事より説明]

7月16日に開催予定であった2022明治安田生命J1リーグ第22節名古屋グランパス vs.川崎フロンターレが中止になった件について、名古屋グランパスへ懲罰を決定しました。本件の事案ならびに決定経緯についてご説明します。

■名古屋グランパスでの事案について

7月16日に開催予定であった名古屋グランパスと川崎フロンターレの試合が中止になった件について、実際に保健所によるチーム活動停止の指導はなかったが、名古屋がチーム活動停止を指導されたものと誤認をしてリーグに申告し、開催可否判断のもとでチェアマンが中止を決定したという事案です。

中止を決定した後に、保健所から指導していない旨申し出があり、この案件が発覚いたしました。実際の試合の開催可否自体は開催可否判断当時に申告された情報をもって判断が下されているため、決定内容は変わりません。よって本件は、中止決定自体は変わらないものの、名古屋グランパスの誤った報告が故意になされたものなのか、あるいは本当に誤って認識されたものなのかということをしてリーグとして事実確認を進めてきたものであります。リーグとしましては、弁護士に委託して、本件に関する関係者、名古屋グランパスだけでなく川崎フロンターレ、また、保健所のご協力もいただき、それぞれ聞き取り調査を行いました。保健所に関しましては、コロナの状況が逼迫しているということで、書面でのやり取りとなりました。このような調査を実施することで、客観的な情報を集めてまいりました。一人ひとりに確認させていただいたこと、また管轄の保健所も非常に業務が忙しい

中、ご協力いただきましたことに関しまして、感謝しております。調査結果を取りまとめ、裁定委員会に諮問し、同委員会の答申を受け、最終的にチェアマンが懲罰の有無と懲罰の程度を決定しました。その結果、記述させていただいた内容となります。

※リリース文を読み上げ

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 野々村 芳和チェアマンは下記の件について裁定委員会に諮問し、名古屋グランパスに対し下記のとおり懲罰を決定しました。併せて名古屋グランパスに対し同種事案の再発防止を期すために必要な措置の実施を依頼しました。

1. 対象事案

■懲罰の対象となる名古屋グランパスの違反行為

(1) 名古屋グランパスは、2022年7月16日に開催予定であった川崎フロンターレとの試合に関し、同月14日、真実は管轄保健所から指導を受けたものではなく、名古屋グランパスの対応方針を是認されたものにすぎないのに、新型コロナウイルス感染者の多発により管轄保健所から同日から3日間の活動停止の指導を受けた旨をJリーグに報告し、チェアマンをして、2022 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項(以下「実施要項」という。)第13条第3項第3号に照らし、エントリー資格を有する選手はいないものと誤信させ、実施要項第13条第4項に定めるエントリー下限人数を満たさないことが明らかであるとして、Jリーグ規約(以下「規約」という。)第62条第2項第2号に基づき同試合の中止を決定させた。

(2) 本件は、後述のとおり、後日の調査によりチェアマンに誤った決定をさせたものではなかったことが判明したとはいえ、誤った報告に基づいてJリーグの最も基本的な活動である公式試合の中止を決定させたものであるから、規約第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為に該当するとともに、Jクラブの最も基本的な義務である公式試合の日程遵守義務(規約第56条)を安易に回避したのではないかとの疑念を内外に生ぜしめたものであり、Jリーグの信用を毀損する行為にも該当し、規約第3条第2項が定めるJリーグ関係者の遵守すべき義務に明らかに違反するものである。

2. 懲罰内容

- ・ けん責
- ・ 罰金 200 万円

3. 懲罰量定に際し参考とした事情

Jリーグが制定・運用する「Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」(規約第3条の2)

においては、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)の感染が拡大した場合、濃厚接触者の認定や入国制限地域からの入国等により、公的機関から自宅待機等の指示を受けている選手をはじめ、実施要項第 13 条第 3 項各号に定める要件を満たさない選手をエントリー可能選手から除外し、その結果エントリー下限人数である 13 名(ただしゴールキーパー1 名含む)に満たないことが明らかであるとチェアマンが判断した時には、試合を中止することとしている(規約第 62 条第 2 項第 2 号、実施要項第 13 条第 4 項)。その運用に当たっては、感染症法に基づく陽性者や濃厚接触者に対する保健所等の公的機関からの自宅待機等の指示の有無や、新型コロナウイルス感染症関連以外の理由によりエントリーができない選手(怪我人等)の有無について各Jクラブが虚偽を述べないことが大前提となっているところ、本件名古屋グランパスの行為はこの前提を揺るがすものである。

名古屋グランパスは、Jリーグから保健所による指導の有無を再確認された際、保健所から試合中止など経済活動を中止する指導はできない旨を明確に伝えられていたにもかかわらず、チームの活動停止はこれと異なると判断し、保健所へ追加の確認等を行わなかった。これらが生じた背景には、担当と保健所とのやりとりならびにリーグへの報告内容に対し、組織として再度確認する体制が十分に整えられていないことも確認された。また、公式試合は予め一部のJクラブのみが不利な日程にならないよう調整して日程が組まれており、特別の事情がない限り変更され、または中止されないことが原則である(規約第 58 条、第 62 条参照)。そのため、各Jクラブは公式試合の日程遵守義務を負っているところ、虚偽報告により安易に日程遵守義務を回避したとの疑念を他のJクラブ、サポーター等に抱かれかねない事態を招いたことは、Jリーグの信用を大きく毀損するものである。一方で、弁護士等も交えた名古屋グランパス、川崎フロンターレ、管轄保健所等への聞き取り調査に基づき、名古屋グランパスが虚偽の報告を故意に行ったとは認められず、また、保健所側からチーム活動の停止に関する直接的な指導を受けたものではないにせよ、名古屋グランパス側が示したチームの活動停止の方針に保健所側が異議を唱えず、これを前提とした感染拡大防止に関する指導を行っている事実が認められる上、保健所の指導に基づいて活動を停止したとされる過去の他クラブの直近の事例からしても、当時の名古屋グランパスの陽性者の広がりからすれば保健所から指導があり得ると考えても不自然とはいえない。また、その後の調査によれば、当時、名古屋グランパスは、陽性者、濃厚接触者、怪我人等を除外すると実施要項第 13 条第 4 項に定めるエントリー下限人数をもともと満たせていなかったことが客観的に明らかであるために、虚偽報告の有無にかかわらず、結果的に開催可否判断への影響が限定的であった。

以上の事情を総合的に考慮した。

4. 適用条項

規約第 133 条第 2 号

規約第 142 条第 1 項〔懲罰の種類〕

規約第 152 条第 1 号〔2,000 万円以下の罰金〕

規約第 3 条第 2 項〔遵守義務〕

〔窪田理事より説明〕

少し補足させていただきます。故意かどうかというところに関しては特に重要なポイントとして、重点的に調査をしてきました。結果、調査を通じて「故意性があったとまで認められなかった」という結論に達しました。故意性があったと認められるか否かの確認について、どのような経緯で保健所から指導を受けそれらの情報がどのようにJリーグに報告されたかを確認したところ、名古屋グランパスの側から、チーム内で急増する陽性者の発生に対し、保健所に対してチーム活動を停止した方がいいかという確認を行ったことが確認されました。話をした方が、チームの誰かに指示されて活動停止を促したかどうかを複数の関係者による聞き取り等によって確認をしましたが、そうした形跡は見られませんでした。その他、保健所とのやり取りに関して、名古屋グランパスが組織として、不当にチーム活動の指導を求める指示、また働きかけを行った形跡があるかどうかを確認したところ、それらの行為も見られませんでした。名古屋グランパスの聞き取り調査の内容は、川崎フロンターレや保健所の関係者に行った聞き取り調査等の結果と相違はございませんでした。

また、当時の陽性者数の人数に照らし、チーム活動の停止を保健所に確認するにあたり、不自然な状況であったかということ、過去、他クラブであった保健所により実質的に指導された実例の経緯からも、また規約に定める選手の健康管理義務や公衆衛生の観点からも、チーム内の感染拡大を防ぐために取りうるであろう行動から大きく外れるものではないと判断しました。これらの状況を踏まえ「(試合を中止させんがために)故意に行ったとはまでは認められない」という結論に達しました。

2 つ目の補足です。違反性はどうかだったかという話ですが、故意性があったとはまでは認められなかったから何もないかということ、そうではないと判断しました。試合開催可否に影響する決定的な情報を結果的に誤って申告しそれらを最終報告としたこと自体が、たとえ故意性があったとまでは認められなかったとしても、また、今回たまたま中止の判断が覆らなかったものの、正しい情報を伝えることを組織として誤った結果もたらされた事案であると捉えています。具体的には名古屋グランパスの申告後、リーグ担当者や会議等の場で複数回に渡って保健所の指導で間違いはないか問われた際に、クラブの中で再確認することも、保健所に確認することもなされていませんでした。こうした状況で後になって指導がなかったと訂正をすれば、故意に試合を回避したという懸念が湧いてしまうのは当然であり、また、試合開催可否判断は迅速な判断が求められるなか、チーム内の状況が正しく申告されることで、客観性の確認と迅速な決定の両立が成り立ってきましたが、(こうした事案によって)コロナ禍の試合開催の手続きの前提が崩れてしまう可能性が生じJリーグの信頼に関わる事態と判断いたしました。

よって、文書に記載の通り、Jリーグ規約第 3 条第 2 項に定める遵守義務違反とみなし、けん責と罰金 200 万円による懲罰を行ったという経緯となります。

以上、事案の説明、リリースの内容、補足として、故意であったかということと、違反性について説明させていただきました。

〔野々村チェアマンよりコメント〕

コロナの対応も含め、Jリーグとしてどういう方向に進んでいくべきかということ、今年になってかなり議論しています。本日の理事会でもかなりの長い時間をかけてリーグ全体で何を目指してどう進めるかを議論しました。良い話ができたと考えています。

ここまでみなさんにお伝えしたことを少し補足させていただきます。

【名古屋グランパスの件】

まず、名古屋グランパスの件ですが、(諮問先の)裁定委員会では、結果として中止の判断は変わらなかったこと等の客観的な事実に基づき、懲罰を科すこと自体が難しいという意見が司法の専門家であるメンバーから出たことも事実です。一方、感情もあることから、相手方からすると疑念を抱くということも踏まえて、かなり重たい懲罰を科すべきという意見もありました。私としては、故意でなかったにせよ、クラブとしての確認を怠った上で試合開催の可否が軽んじられたということが大問題であると思っています。専門家から様々なご意見をいただいた中で、最終的に科しうる今回の懲罰内容とすることを判断しました。

【ACL の件】

別の話になりますが、AFC チャンピオンズリーグ(ACL)で浦和レッズが決勝に進出しました。鹿島アントラーズが 2018 年に優勝して以来、Jクラブがチャンピオンになれていないので、Jリーグの価値、力を示す上でもJクラブがチャンピオンになることが、Jリーグにとっても最も大事なことの一つであると思っています。それを踏まえて、Jリーグとして、ACL のセントラル開催※を日本で開催いたしました(※準決勝はホーム&アウェイでなく集中開催)。日本からは 3 クラブが頑張ってくれたわけですが、特に浦和がホームということもあって、スタジアムの熱量がチームを躍動させたと思いますし、何よりコロナで様々な制約がある中で、スポーツ、サッカー、エンターテインメントもすべてそうですが、そういった我々が本来見せるべきこと、社会をどう元気にしていくかということの一つ体現できたことは、喜ばしいことだったと思います。

【Jリーグアウォーズの件】

最後になります。先程広報からお伝えしましたが、今季から行うJ2、J3アウォーズの開催ですが、これは私の想いとしてもやりたいと思っていたので、早い段階で現場にも提案して、実現可能か検討してもらいました。J1のトップがどう輝くかも大切ですが、58 クラブそれぞれの地域で頑張ってい

る選手達を地域の人達も応援している。その結果として、1年通して頑張ったときにこういうタイトルがあるというのは、日本サッカーにとって非常に重要なことなのではないかと考えています。頑張った選手ももちろんですが、地域の人達と、この先どう喜びを分かち合うか、地域の熱量を上げていくかということはJリーグとしても非常に大事なことなので、こうした取り組みが地域での盛り上がり醸成されていく1つのきっかけとなればと考えています。

【質疑応答】

Q: 名古屋の件で、いくつか過程をお聞きしたい。リリースの文言等を見るとJリーグがいかに本事実案を問題視しているかがよく分かるのですが、裁定委員会の中ではこれよりも重いものを科すべきという意見もあったのでしょうか。

A: 野々村チェアマン

はい。先ほども少し触れましたが、そういう意見もあったのは事実です。あとは司法関係の委員の方々から規約や懲罰規程と確認した事実からそこまでは問えないという意見が出たことも事実です。議論としてかなり幅はあったと思いますが科する量刑に至った、ということです。

Q: 中止の判断となった中で、名古屋に明らかに瑕疵があったということだと思います。川崎フロンターレはそれに付き合わされた格好なので、試合自体をみなしとして、名古屋 0-3 川崎Fにするべきではないかといった議論はなかったのでしょうか。

A: 野々村チェアマン

裁定委員会の中でそうした議論は出ていません。

Q: 「保健所側からチーム活動の停止に関する直接的な指導を受けたものではないにせよ、名古屋グランパス側が示したチームの活動停止の方針に保健所側が異議を唱えず、これを前提とした感染拡大防止に関する指導を行っている事実が認められ」とありますが、実質的に名古屋が「保健所から活動停止を言われている」といわれる内容に整合性がある印象を受けるのですが。

A: 窪田理事

本件に関する調査にて保健所から試合を停止・中止をしなさいとは一切言えないということは明確に伝えられていることを確認しています。一方、チーム内に感染が拡大している中で、名古屋が練習等のチーム活動に際し保健所からサーキュレーターを増やすなどのいくつかの具体的な感染拡大防止に関するアドバイスをいただいていることを確認しています。活動状況に関するやりとりは、感

染拡大を防止するためには 3 日間ほど停止することで拡大防止につながるのではないかと、名古屋側から保健所に話をされています。それに対し、(保健所から)是認されたという事実を「活動停止の指導を受けた」と名古屋側が解釈し、信じて、その旨、Jリーグに伝えたということになります。

Q: 試合を中止すべきと保健所から特に言われたわけではないということは、名古屋はきちんと理解していたわけでしょうか。

A: 窪田理事

理解をしていると思われま。

Q: そのうえで、再三の確認があったにもかかわらず、「試合を中止するようには言われていない」とは答えなかったのでしょうか。

A: 窪田理事

「試合の開催可否を判断するのはチェアマンだ」と理解されていたようです。

Q: 今回、クラブの責任があるとのことですが、先ほど野々村チェアマンが述べられたようにかなり罰金の幅が広がるような議論になりがちなのかなと感じています。その議論の中で、例えば規則の中にこういう違反であればこのぐらいの罰金だというようなもの、刑法であれば窃盗罪ならばいくら、詐欺罪ならばいくらと決まっているように、今後、もう少し具体的な文言があれば、おそらくサポーターの方もあまり違和感なく情状と上限額の、罰金の裁定が受け入れられるのかなと思います。規則と現状の運用の難しさはどのように感じられていますか。

A: 野々村チェアマン

調査や諮問の手続きに司法の専門家にも入っていただき、(第三者機関である)裁定委員会の答申を受けて検討するなど、客観的な事実に基づく判断が必要であることがベースである一方、裁定委員会には現場の感覚を持っている方にも入っていただいております、おっしゃるようなサポーターを含む相手方の感情も議論のテーブルに乗せることはできています。

ただ、懲罰となると、なんらかの基準(懲罰規程)と根拠となる事実があつて裁定を下すことになりま。もしかすると今回の件は法的には問えないという決定に至る可能性もあつた中で、サッカーのいろいろなステークホルダーの背景が分かる方の声もあり、ある程度のバランスの取れた裁定ができると思います。ただ、もっと分かりやすくするためはどうすればいいかを検討するということは当然ながらあつていいと思います。いずれにしても、今までこうしてきたからそのまま継続でいいとは私自

身も思っていませんし、ご提案と受け取って、前向きにいろいろなことを、変えられるところは変えていきたいと思えます。

Q: そうなりますと、法的な専門家との意見の違いが、フットボールの観点から考えると、リーガルのものより少し上乗せして懲罰を加えるといったことがおそらく出てくると思えます。もちろん J リーグの方々を信用していないわけではないのですが、そうすると、法的に専門の方々が考えるような法の安定性、公平性などをサッカーの論理に寄せすぎて処罰してしまうこともおそらく出てくることもあるかと思えます。

A: 野々村チェアマン

サッカーの方が入ると、上乗せさせることを危惧されていると思えますが、逆もあると思えます。結果的にはしっかりとしたルールに則った懲罰になると思えますが、考える過程の中で、こう考える人もいるという観点を裁定委員会に持ち込むことが現在ではできており、むしろバランスがうまく取れるような裁定委員会になっていると思えます。

Q: 確認なのですが「13 人に満たない」という連絡は、保健所から活動をやめてくださいという指導より先にあったのでしょうか、後に報告があったのでしょうか。

A: 窪田理事

後で報告がありました。

Q: 今後、Jリーグのシーズンも佳境になってきます。今回は試合開催可否という重い事案について軽んじられたという判断だと思えますが、200 万円という額が少し少ないのではないかという見方もあります。それだけ重い開催可否という案件について、もう少し金額が大きくてもよいのではないのでしょうか。

A: 野々村チェアマン

先ほど申し上げた通りですが、懲罰内容がもっと重たくなってもおかしくないのではという意見が裁定委員会の方々から出たのは事実です。とはいえ、調査の結果として故意性が認められるまでには至らないことや、結果的にはエントリーできる選手が 13 人に満たない状況が(自己申告だけでなく)ある程度客観的にみても判明していることなどを考慮すると、場合によっては懲罰を科すこと自体が難しい可能性すらあるという意見もありました。そのくらい裁定委員会での議論には幅がありました。その中で、周りの人に与える感情的な影響やリーグの試合開催の可否が軽んじられているとも

捉えられる点を踏まえ、現状のこの事実認定の中で考えうる最大限の懲罰と理解していただければと思います。

Q: Jリーグアウォーズについて質問です。J1のアウォーズについてはファン・サポーターを招いて行うのでしょうか。J2、J3は正式に決まっていないとこのことですが、どのような形式で行うのでしょうか。会場は決定しているのでしょうか。

A: 広報部

従来からのJ1がメインとなるJリーグアウォーズについては、一般観覧も募集してリアルで開催します。一方でJ2、J3リーグアウォーズについては、今年についてはオンラインでの開催を行います。来シーズン以降は、今年のアウォーズの成果を見て判断して決めたいと思います。会場は調整中ですが都内で行うことで調整しています。

Q: 9月14日に名古屋 vs. 川崎Fの代替開催が予定されているとのことですが、現在声出し応援はクラブの任意で認められていますが、当初予定していた7月16日では認められていませんでした。9月14日の代替試合では、新しい改定後のルールで開催されるのでしょうか。

A: 広報部 仲村部長

(本件にかかわらず、中止となった試合の延期後の試合開催のレギュレーションは、予め調整の段階で特別の決めがない限り、その時のガイドラインを適用して開催されます。)よって9月14日時点での最新のガイドラインが適用されることとなりますので声出し応援席の設置は可能となります。

Q: 今の質問にもありましたが、川崎フロンターレからすると、再試合の日程の条件が変わるという意味では不公平だと感じてもおかしくないと思います。このような経緯であると受け止め方が複雑だと思います。

川崎Fもそうですし、福岡もこのルールの下で試合を続けていくという意思を示したクラブとしての受け止めは複雑だと思います。川崎Fに対してどのような説明をしたのか、川崎F側の受け止めはどのようなものだったのか、リーガルな部分ではなくフットボールの側面や感情的な側面について、野々村チェアマンはどのようにお考えでしょうか。

A: 野々村チェアマン

広報は「声出し応援のルールが変わっている」という意味でコメントしたと思いますが、中止となった当時の条件で(やりたい)ということは、気持ちは十分わかります。

今回の件とは異なりますが、今シーズンはいろいろな原因で十数試合が延期されています。例えば、途中でアカデミーの選手を入れてでもやろう、など、方針が少しずつ変わっている中で、「あのときアカデミーの選手を入れれば試合ができたのに」など、当時の方針が延期後の方針と異なる場合、「あのときは」と思っているクラブ、ファン・サポーターは多いと思います。そういう想いも含めて、ゲームの設定、再試合の設定日というようなことを考えていかななくてはいけないくらい、ある種の混乱がコロナによって起こっているのは事実です。当然ながら最後に日程を決めるのはリーグですが、やり方は両クラブ間の調整のもとで行いますので、そういう話も含めながら決められればと思います。ただし、明確な答えは難しいと思います。

A: フットボール本部 黒田本部長

補足します。本件について川崎Fにご説明した時に、今の質問と同様の質問はいただいています。Jリーグからは、タイミングの問題はありますが、8月15日以降は希望するクラブは声出し応援ができるという見解ですので声出し応援は可能とお伝えしました。川崎Fの受け止めについては、必要に応じてクラブさんにご確認いただければと思います。